

令和7年11月14日
国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所

「猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組み」について

～宇都宮国道で取組みに対して施工会社に意見を伺いました～

「猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組み」を今後、拡大・継続して実施していくにあたり、宇都宮国道管内で本取組みを活用した施工会社に効果や課題、改善策について意見を伺いました。併せて、本取組みを活用しなかった施工会社にもその理由を伺いましたので、紹介します。

<本取組みを活用した施工会社との意見交換会の概要>

- 日 時 : 令和7年11月5日(水) 15:30～17:00
- 対 象 : 令和7年7月現在時点で、取組み済または取組み中の工事
- 対象者数 : 8工事6者が一堂に会しての意見交換会

<本取組みを活用しなかった施工会社へのヒアリング概要>

- 日 時 : 令和7年11月11日(火)
- 対 象 : 令和7年7月現在時点で、維持工事など緊急を要する工事以外で取組み予定のない工事
- 対象者数 : 7工事7者にヒアリング

※意見交換会やヒアリングした施工会社は、いずれも特記仕様書に「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」旨の記載がある工事

宇都宮国道では、様々な声を聞いて課題などを共有するとともに改善を重ね、引き続き、猛暑を避けた取組み等を通じた建設業の魅力向上や担い手確保に寄与していく方針

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 栃木県政記者クラブ 茨城県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話: 028-638-2181 (代表) メールアドレス: ktr-ukoku_hp@mlit.go.jp

副所長 町田(まちだ) (内線 205)

計画課長 小暮(こぐれ) (内線 261)

【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

～真夏にバカンスの取れる魅力ある業界を目指して～

実施してみての声（本取組みを活用した施工会社からの意見より）

【メリット】

取組みに関してのメリット

- ・猛暑期間を準備に充て、猛暑期間を避け夜間施工から昼間施工へ工夫するなど、選択の幅が広がった。
- ・長期休暇の取得でリフレッシュでき、新たな担い手確保に役立つ。
- ・熱中症防止として明確な取組みと感じた。
- ・暑い時期は作業効率が下がるが猛暑期間の施工回避により高い作業効率を維持できた。
- ・体調管理しやすくなった。
- ・発注者が特記仕様書に明記することで受注者からも提案しやすくなった。

取組みを通しての効果

- ・熱中症リスクが回避できた。
- ・設備投資（クーラー等の準備）が削減できた。
- ・充実した長期休暇が取得できた。
- ・工程を工夫し猛暑期を避けることで社員の教育時間を確保することができた。
- ・昼間から早朝・夜間施工など柔軟な働き方がやり易くなった。
- ・他工事との工期調整による効率的な人員配置が可能となった。

【課題・ハードル】

工程・工期などに関するもの

- ・後工程がある場合や現場条件により適用困難なケースもある。
- ・協力会社が別現場に行ってしまった場合、再配置が困難。
- ・工夫の選択肢にもなり得ることに対する建設業界や社会全体の理解促進・意識改革

待遇・費用に関するもの

- ・工程調整による重機搬出・再配置によるコスト増（実態に応じた経費計上が必要）。
- ・施工時期の集中による人材・資材不足を懸念。
- ・夏季休工期間中の収入減少に伴う補償の必要性。
- ・猛暑期間にあえて実施せねばならない工事においては、それに見合った割り増しなど配慮が必要。

【改善提案】

- ・猛暑期間を発注者との調整・準備期間とし、9月から工事着手できる工期設定が望ましい。
- ・年度末の工事抑制期間を緩和し、全体バランスをとれる柔軟な工程調整が出来ると良い。
- ・工事成績評定や入札契約時における加点制度の新設。
- ・他業種（農業・観光等）との労働マッチングによる副業支援。
- ・地方自治体への取組み拡大。

【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

～真夏にバカンスの取れる魅力ある業界を目指して～

意見交換会の様子



意見交換会に参加した対象工事（8工事6者）

年度	工事名	工事種別	備考
R 5	R 4 矢板出張所管内路面補修工事	アスファルト舗装工事	夜間施工を昼間施工に変更するとともに猛暑期間を避けて工事実施
R 6	R 5 矢板出張所管内路面補修工事	アスファルト舗装工事	夜間施工を昼間施工に変更するとともに猛暑期間を避けて工事実施
R 7	R 6 国分寺出張所管内路面補修工事	アスファルト舗装工事	猛暑期間を避けるため現場着手を9月から実施 夏季休業期間を通常より長く取得（9日間⇒16日間）
	R 6 小山出張所管内路面補修工事	アスファルト舗装工事	猛暑期間を避けるため現場着手を9月から実施
	R 6 国分寺・小山出張所管内区画線設置工事	維持修繕工事	猛暑期間を避けるため、施工班を増員させ6月までに施工完了
	R 6 小山出張所管内交通安全対策工事	アスファルト舗装工事	猛暑を避けるため、昼間施工は6月中に完了し、残作業は7月夜間で実施
	R 6 国分寺出張所管内照明設備改修その1工事	電気設備工事	猛暑期間は材料製作（照明）を行い、現場着手を10月から実施
	R 6 国分寺出張所管内照明設備改修その2工事	電気設備工事	猛暑期間は材料製作（照明）を行い、現場着手を10月から実施

本取組を活用しなかった（できなかった）理由を伺いました

■対象者：特記仕様書に明示のあった7工事

（一般土木1件、橋梁補修1件、As舗装1件、電線共同溝4件）

※なお、後工程が有り余裕期間のない工事や維持管理工事、夏季を含まない工事を除き、原則特記仕様書に記載。

【Q1：参考に猛暑を避けた取組みをできなかった理由をお聞かせ下さい】

A1：

- ・工期末であったため
- ・当初から夜間工事であり、昼間に比べ熱中症リスクが低かったため
- ・回避期間後の作業員の確保が不透明だったから
- ・期間内の現場経費や従事者の給与補償など負担増が見込まれたから

【Q2：どのような条件がクリアされれば取組めましたか】

A2：

- ・確実な工期延伸
- ・休工による現場作業ができない期間の賃金等を補償
- ・全国的に浸透して、法的義務化や労務の失業保険等が整備されれば対応しやすい

本取組みを推進するための主なポイント

- ① 発注者の工期設定、受注者の柔軟な工程管理、段取りの工夫
〔 但し、災害、維持管理などの緊急工事、後工事があるなど、工種や地域等の条件によって導入が難しい場合を除く 〕
- ② 工事成績評定や入札契約時における加点制度などインセンティブの付与
- ③ 猛暑期間において、建設分野から観光業界など他分野の産業へ転換するなど業界の枠を超えた対応



宇都宮国道では、様々な声を聞いて課題などを共有するとともに改善を重ね、引き続き、猛暑を避けた取組み等を通じた建設業の魅力向上や担い手確保に寄与していく方針

【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

参考

～真夏にバカンスの取れる魅力ある業界を目指して～

- ・建設業は、**猛暑期間での現場**の作業環境などが影響し、**業界の魅力低下**につながり、**働き方改革・担い手確保について懸念**が生じている状況。
- ・これまでも建設業界全体の課題となっていたところ、令和6年12月に開催された、栃木県建設業協会との意見交換時にも、猛暑の現場作業が**若手をリクルートする障害**となっている旨の指摘があり、**官民挙げた猛暑対策**について強い要望を受けた。
(夏にクーラーの無い職場は就職先として敬遠されがち)
- ・宇都宮国道では、手始めとして、熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を現場で取り扱う、舗装工事において、受発注者間で協議のもと、**猛暑期間(7月、8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを**試行的に実施**。
(舗装工事2工事で試行)
- ・宇都宮国道から**建設業界や社会構造自体を変革させるモデルケース**を目指し、**効果や解決すべき課題**などを引き続き検証していくとともに、**所内各工事へ横展開**するなど、取り組みを**拡大継続中**。

【試行により明らかになったメリット】

- ・働き方 : 熱中症、夏バテの予防等、作業者の**健康管理・体調管理に寄与**。
- ・働き方 : 猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、**W.L.B(ワークライフバランス)にも寄与**。
- ・品質等 : 舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しいことから、猛暑期間を避けて施工することは、**舗装の品質管理にも寄与**。

＜R5年度、R6年度に補正予算で発注した舗装工事(2工事)の例＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約								★検査		
A工区	準備等		舗装工事							★支払い	
B工区					準備等		舗装工事	片付			

猛暑期間(7月、8月:現場作業休工)

※参考

試行工事では、下記の取り組みも実施

- ①夜間施工を**昼間施工に変更**
- ②**ICT施工を実施**
(3D起工測量、路面切削半自動)

【現場(受注者、作業者)の声】

- ・会社 : 猛暑期間を避けて工事を実施することにより、**社員の健康管理や働き方改革に寄与**。
- ・会社 : **猛暑期間の現場管理が必要ない**ため、**会社の社員旅行を秋から7月に変更**し社員全員で参加出来た。
- ・作業者 : 現場作業員も高齢化しており、猛暑期間を避けることは**心身ともに非常に良い取り組み**。
- ・作業者 : **夏休み取得時期の自由度が広がった**ため(従来はお盆シーズンのみ)、繁忙期を避けた夏休み取得が可能。



これを受けて、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。

「本工事は、**働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。**」(令和7年11月現在、これまで8工事で試行)